

11月18日臨時会が開かれ、村長提案の財産取得案件が提出され可決されました。

臨時会議案等審議結果(議決)一覧

【村長提出議案】

[原案可決]

議案等番号	議案名等
議案第1号	財産の取得に関し議決を求めることについて ・地域産業の開発力や競争力を支えるIT関連産業の集積拠点をめざした(仮称)滝沢村IPUイノベーションパーク整備用地取得について、下記の内容で契約することに関し、議決を求めようとする議案 ・土地の面積 28,330.22㎡ ・契約金額 6,515万9,506円 ・契約の相手方 岩手県 岩手県知事 達増 拓也

11月18日臨時会議員出欠表	欠席者 佐々木 剛
----------------	-----------



◀滝沢村IPUイノベーションセンターから(仮称)滝沢村IPUイノベーションパーク整備用地を望む

11月29日臨時会が開かれ、議員提出議案、村長提案の条例の一部改正が提出され可決されました。

【村長提出議案】

[いずれも原案可決]

議案等番号	議案名等
議案第1号	滝沢村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて ・国の例に準じて、給料表の改正、期末手当、勤勉手当の支給割合の改正及び住居手当を改正することに伴い、滝沢村一般職の職員の給与に関する条例を改正しようとする議案 ・改正内容といたしましては、給与につきましては、概ね40歳以上の職員の給料表の改正により給与を0.17%引き下げ、さらに56歳以上の行政職1表の6級以上の職員の給与を当分の間1.5%引き下げを行う。 また、本年12月期末手当の支給割合を「100分の150」→「100分の135」、同じく勤勉手当の支給割合「100分の70」→「100分の65」とする。 また、23年6月期末手当を「100分の125」→「100分の122.5」、勤勉手当の支給割合を「100分の70」→「100分の67.5」とするものとご紹介します。 また、23年12月期末手当を「100分の135」→「100分の137.5」、同じく勤勉手当の支給割合を「100分の65」→「100分の67.5」とする。 なお、この条例は、22年12月1日から施行する。ただし、23年度の期末・勤勉手当につきましては、23年4月1日から施行する。
議案第2号	滝沢村常勤特別職の職員の給与に関する条例及び滝沢村教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正することについて ・国の例に準じて、期末手当の支給割合を改正することに伴い、滝沢村常勤特別職の職員の給与に関する条例及び滝沢村教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正しようとする議案 ・改正内容といたしましては、本年12月期末手当の支給割合を「100分の165」→「100分の150」とする。 また、23年6月期末手当を「100分の145」→「100分の142.5」と、12月は、「100分の150」→「100分の152.5」とする。 なお、この条例は、本年12月期末手当は、22年12月1日から、23年度については、23年4月1日から施行する。

【議員提出議案】

[原案可決]

議案等番号	議案名等
発議第1号	滝沢村議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて ・国の例に準じて、期末手当の支給割合を改正することに伴い、滝沢村議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとする議案 ・改正内容といたしましては、本年12月期末手当の支給割合を「100分の165」→「100分の150」とする。 また、23年6月期末手当を「100分の145」→「100分の142.5」と、12月は、「100分の165」→「100分の152.5」とする。 なお、この条例は、本年12月期末手当は、22年12月1日から、23年度については、23年4月1日から施行する。

11月29日臨時会議員出欠表	欠席者なし
----------------	-------

人事

○人権擁護委員候補者

諮問第1号
熊谷 春代 (68歳) 再任

意見
適任

○滝沢村固定資産評価審査委員会委員

同意第1号
芳賀 與一 (70歳) 再任

同意

○滝沢村教育委員会委員

同意第2号
内村 宣夫 (71歳) 再任

同意

○滝沢村監査委員

同意第4号
神田 隆 (74歳) 再任

同意

同意第3号
菊池 直子 (55歳) 再任

同意

選挙

○雫石・滝沢環境組合議会議員(ごみを共同で処理するために10月1日付で設置した環境組合の議会の議員)

●高橋 寿 ●黒沢 明夫 ●山本 博

意見書を国に提出

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書(抜粋)

政府は、本年11月9日、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)について、「関係国との協議を開始する」旨の「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、来年6月頃までに参加の是非を決めることとした。併せて農業・農村の振興とTPPの両立を図ろうとしている。また、既に政府は、食料自給率を10年後に50%に引き上げることも閣議決定している。一方、国においては、TPP参加に関する影響を、食料自給率40%が10%台へ大幅に低下すること、農業生産額が4兆円を超え大きく減少すること、さらには300万人を超える雇用が減少すると試算している。また、農業を基幹産業とする滝沢村が所在する岩手県においても、農林水産物生産額が1600億円余の減少と試算されるなど、地域経済・地域社会に計り知れない大きな影響が懸念されている。

現在の日本は、既に世界最大の食料純輸入国であり、農産物貿易は十分開かれていた状況の中、TPP参加による完全な貿易自由化は、農林水産業のみならず、我が国の将来に極めて深刻な、壊滅的な打撃を受けることは必至である。国においては、近年の温暖化など地球環境悪化への対応、そして農林水産業の国内再生対策が最優先課題であり、「農業を守る」ことが「国民を守る」という国益との判断に立って、下記事項を実現するよう強く要望する。

政府がすすめようとしている環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉には参加しないことを。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日 岩手県滝沢村議会
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
農林水産大臣

30人以下学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(抜粋)

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。

OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきです。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で日本はトルコについて下位から2番目となっています。(GDPに占める教育費の割合…OECD平均4.9%、日本3.3%、OECDインディケータ109年版)また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもたちが全国どこに住んでも教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。

このような理由から、下記事項を実現するよう強く要望します。

1 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づけている、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2 教育職員の人材を確保するための給与改善を行うこと。当面、定数改善や超勤縮減策を行うこととしても残る超勤分に見合う給与措置を行うこと。

3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日 岩手県滝沢村議会
衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
内閣官房長官 文部科学大臣